

一般社団法人山形県放射線技師会 総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）の社員総会の運営に関する必要事項を定め、もって社員総会を民主的かつ能率的に運営することを目的とする。

(権利)

第2条 会員は、この規程に基づいて、動議を提出する権利及び討議質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものはそれによる。

(義務)

第3条 会員は議長の統制に服し、その許可を得て発言する。
2 会員は総会の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。

(審議)

第4条 議案は、原則として1件ずつ審議される。

(公開の原則)

第5条 議事は、原則として非公開とする。

第2章 総会運営委員会

(委員会の設置)

第6条 総会を民主的かつ能率的に運営するために、理事会の承認を得て、総会運営委員会を設ける。

(委員の選任)

第7条 総会運営委員会は、正会員の中から各地区1名を選出して構成する。
2 総会運営委員は、互選によって委員長を選出する。
3 総会運営委員長は運営委員会の審議の結果を総会に報告する。

(任務)

第8条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかりその承認を得たうえで実施する。
(1) 議長の選出手続き
(2) 議場混乱のときの収拾
(3) 総会出席者の資格審査
(4) その他総会運営について必要な事項

第3章 議長及び職員

(議長及び職員)

第9条 総会は議事運営のため、議長2名、書記及び採決係若干名の職員を置く。
2 職員は総会の承認を得て、議長が指名する。

(議長)

第10条 議長は会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行う。

(職員)

- 第11条 書記は總會事務を処理し、總會の議事録を作成しなければならない。
2 採決係は採決の結果を集計する。

第4章 議 事

(発言)

- 第12条 発言は、上程されている議題に関係し、この規程にかなっていないなければならない。
2 動議の提案がなされた時は、議長は總會にはかり、その採否を決めなければならない。

(議長権限)

- 第13条 前条の定めにかなっていない発言ないし動議を議長は否定することができる。

第5章 採 決

(採決宣言)

- 第14条 議長は、採決しようとする議案の内容と方法を明瞭に總會に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。
2 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言を一切認めない。

(採決方法)

- 第15条 採決の方法は、拍手、挙手、起立、記名及び無記名投票の5種とし、議長はそのうちから1つを選ぶことができる。

(採決順序)

- 第16条 採決の順序は、原則として、審議案に対する否決、保留、賛成の順序で行う。

(更正不可)

- 第17条 会員はすでに行われた採決の更正を求めることはできない。

附則

- 1 この規程に定めない事項は、その都度必要に応じて總會で定め、その總會のみに効力をもつ。
- 2 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。
- 3 一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。